

●第4部●

計画の推進体制

第1節 制度及びサービス内容の周知と普及

障がい者が社会の全面的な一員として参加し、自立した生活を送るため、また、障がい福祉サービスの質とアクセスを向上させるために、行政、サービス事業所、市民団体、地域社会が協力し合う必要があります。

本計画に基づく施策を市民の理解を得ながら推進するため、行政はもとより、民間団体、マスメディア等の多様な主体との連携による幅広い広報・啓発活動を行うとともに、障がい者週間等を通じて、市民、ボランティア団体、障がい者団体等による幅広い啓発活動を促進します。

- 情報アクセスの向上: 障がい者やその家族が必要とする福祉サービスに関する情報を容易に入手できるよう、ウェブサイトやパンフレットなどを通じての情報提供に努めます。
- 意識向上プログラム: 一般公衆、企業、教育機関向けの意識向上プログラムを実施し、障がい者のニーズと権利に対する理解を深めます。
- 地域（コミュニティ）社会において、信頼の下に支援のネットワークの構築、地域団体、NPO、ボランティア団体と連携し、サービスの提供と普及を図ります。
- 障がい福祉サービスを提供する事業所やケアスタッフに対して、継続的な教育とトレーニングを提供することで、質の高いサービスの提供を継続します。
- 本計画の進行管理と合わせて、実施するための具体的なロードマップ立案し、障がい者の権利、雇用、教育、アクセシビリティなど、さまざまな側面をカバーする体制を確立します。
- サービス利用者やその家族からの意見や情報を定期的に収集し、サービス内容の改善や新たなニーズの特定に役立てます。

第2節 サービス提供体制の整備

障がい者が自立し、社会参加することを支援するためのサービス提供体制の整備のために重要なのは、障がい者一人ひとりのニーズに対応し、彼らが尊厳を持って生活できるようにサポートすることが求められます。

○サービス提供事業所との綿密な連携や新規事業者の参入を促進することで必要なサービスの確保を進めるとともに、近隣自治体と連携して、サービス提供体制の充実を図ります。

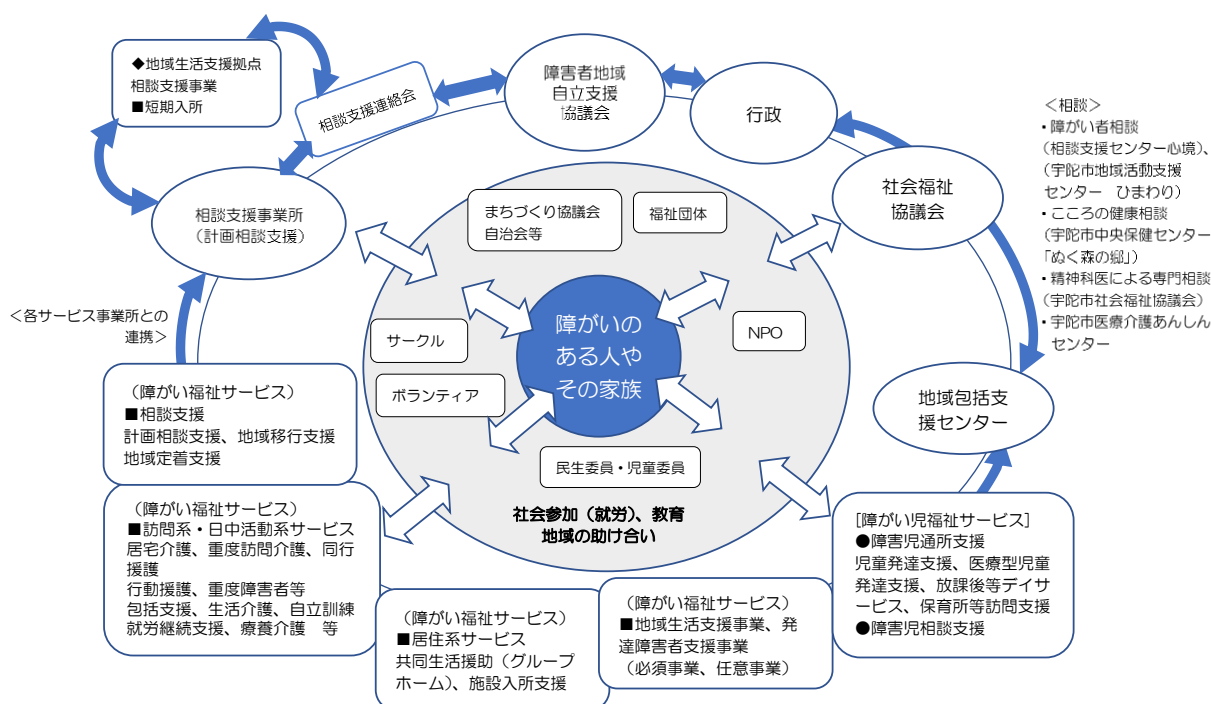
○サービスの担い手である福祉人材の確保、育成についても、事業所との連携や支援に努め、必要なサービスの質と量の確保を図ります。

○多様なニーズへの対応のため、障がいの種類や程度、個人の状況に応じて、様々な福祉サービスを提供するとともに、身体障害、知的障害、精神障害など、障がいの種類ごとに特化したサービスの提供体制をめざします。

○インクルージョンと社会参加のため、障がい者が地域社会の一員として活動できる支援体制の整備に努めます。

○アクセシビリティの確保: 物理的なアクセス、情報へのアクセス、コミュニケーションのアクセスを改善し、障がい者がサービスを利用しやすい環境の整備に努めます。

サービス提供体制関連図



第1節 地域との連携

障がい福祉施策を推進していくためには、地域住民をはじめ、サービス提供事業者、ボランティア・NPO、民間企業、関係機関等との連携・協働が重要となります。そのため、地域住民やボランティア等が行う地域福祉活動との連携・協働体制づくりを進めていきます。

第2節 保健・医療との連携

障がい者支援サービスのニーズが多様化する中、また、重度障がい者、精神障がい者への適切な対応や、内部障がい、発達障がい（自閉症スペクトラム、学習障がい（LD）、注意欠陥多動性障がい（ADHD）等）、高次脳機能障がい、難病等の新たな障がい等への対応が求められる中、地域生活を支えるサービスにおいても、保健・医療的なケアを含めた総合的なサービス提供が必要となります。そのため、医療機関、サービス提供事業者、関係各課等の医療・保健・福祉の連携を強化します。

さらに、地域における生活の維持及び継続の推進、地域社会を構成する市民やNPO団体、ボランティア、障がい当事者団体、企業、社会福祉協議会、行政等がそれぞれの役割を果たすとともに、相互に連携強化できる仕組みづくりを一層推進しながら、相談支援体制の充実・障がい福祉人材の確保の強化・施設から一般就労への移行等の支援の充実を目指して、総合的かつ効果的な計画の実施に取り組みます。

第3節 庁内推進体制の整備

障がい者福祉施策については、教育、保健・医療、就労、都市計画等全庁的な取り組みが必要なことから、引き続き、庁内各課の緊密な連携を図り、全庁が一体となって各種施策を推進していきます。

第4節 計画の点検・評価におけるPDCAサイクルの確立

「宇陀市障がい者計画」は、宇陀市における障がい者施策全般に関わる理念や基本的な方針、目標を定めた「障がい者基本計画」と、宇陀市における障がい福祉サービス等の提供に関する具体的な体制づくりや、障がい福祉サービス等を確保するための方策等を事業計画として取りまとめた「障がい福祉計画」及び「障がい児福祉計画」との3部構成となっています。

基本計画は、障がいのある人に対する施策全般を長期的な視野において推進するものである一方で、障がい福祉計画及び障がい児福祉計画は障がい福祉サービスの円滑な提供とサービス基盤の整備を図る計画であることから、定期的に点検・評価を行います。特に見込量や数値目標を含む障がい福祉計画及び障がい児福祉計画については、進捗状況の点検・評価を踏まえ、計画変更の必要が生じた場合には、柔軟に計画の見直しを行い、PDCAサイクルに基づき成果目標の達成状況を分析・評価することにより、障がい福祉サービス等の提供体制の確保に努めます。

■PDCA サイクル模式図

